

総務建設常任委員会記録

令和8年3月12日

大 治 町 議 会

大治町議会 総務建設常任委員会記録

招集年月日	令和 8 年 3 月 1 2 日
招集場所	大治町役場 第1委員会室
開 会	3 月 1 2 日 午前 9 時 5 0 分 (第1日)
出席委員	2 番：八神太紀                      4 番：後藤田麻美子                      7 番：三輪明広 8 番：若山照洋                      11番：吉原経夫
欠席委員	な し
委員外議員	1 番：池田耕介                      3 番：手嶋いずみ                      6 番：鈴木 満 9 番：松本英隆                      12番：林 哲秀
会議事件説明のため出席した者の職氏名	町長：鈴木康友                      教育長：梶浦寿男 総務部長：安井慎一                      建設部長：三輪恒裕 総務部次長兼税務課長：加藤 謹 総務課長：吉田美穂                      防災危機管理課長：山田繁樹
職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長：横井宗宣 係長：櫛田初代
付託事件	議案第 1 0 号 大治町行政手続条例の一部を改正する条例について 議案第 1 1 号 大治町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例及び教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について 議案第 1 2 号 大治町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について 議案第 1 3 号 大治町税条例の一部を改正する条例について 議案第 1 8 号 大治町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

令和8年3月大治町議会定例会  
総務建設常任委員会審査日程

(第1日)

令和8年3月12日(木)午前9時50分開会

1 開会宣告

2 審査日程の報告

日程第1 議案第10号 大治町行政手続条例の一部を改正する条例について

日程第2 議案第11号 大治町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

日程第3 議案第12号 大治町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第13号 大治町税条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第18号 大治町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前9時50分 開会

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

ただいまの出席委員は5人です。定足数に達していますので、ただいまから総務建設常任委員会を開会します。

これから本日の会議に入ります。

本委員会に付託されました、日程第1、議案第10号大治町行政手続条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議場で提案説明がありましたので、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方、どうぞ。

吉原委員。

◎吉原 経夫委員

この条例改正は行政手続法の一部改正に伴うものでございますが、ということは従うべき基準ということになるのでしょうか。

◎総務課長 吉田 美穂

委員のおっしゃるとおりでございます。

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

ほかに質疑ありますか。

◎吉原 経夫委員

今まで掲示場、掲示板だけだったのをインターネット上でやると。だからインターネット上でもやらなきゃいけないと、従うべき基準で。掲示場のほうもやらなければいけないということでしょうか。

◎総務課長 吉田 美穂

委員のおっしゃるとおり掲示場のほうも行ってまいります。こちらにつきましては、利用者のデジタル・デバイドへの配慮の観点等鑑みて、インターネットでの公示、あと掲示場での告示ということを考えております。以上です。

◎吉原 経夫委員

インターネット上は従うべき基準でやらなければいけないと。掲示場も掲示板も従うべき基準でやり続けられないといけないということでしょうか。

◎総務課長 吉田 美穂

おっしゃるとおりでございます。

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第10号を採決します。

原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

挙手全員です。したがって、議案第10号は可決すべきものと決定しました。

日程第2、議案第11号大治町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議場で提案説明がありましたので、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第11号を採決します。

原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

挙手全員です。したがって、議案第11号は可決すべきものと決定しました。

日程第3、議案第12号大治町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議場で提案説明がありましたので、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方、どうぞ。

吉原委員。

◎吉原 経夫委員

期末手当についてお聞きします。期末手当、単労職の方、パートタイム会計年度任用職員の方、また単労職でパートタイム会計年度任用職員の方、一応条例とか規則を見ますと正規職員と同じ扱いということなんで、期末手当についても同様な改正になるんでしょうか。

◎総務課長 吉田 美穂

委員のおっしゃるとおり単労の方につきましても会計年度任用職員の方につきましても同じような改正になっていくということでよろしくをお願いします。

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

他にありますか。

◎吉原 経夫委員

勤勉手当については会計年度任用職員をちょっと対象外というふうに以前伺っております。ということは、単労職の方は勤勉手当は町職員と同じ扱いでしょうか。

◎総務課長 吉田 美穂

おっしゃるとおりでございます。

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

ほかに質疑ありますか。

◎吉原 経夫委員

駐車場についてお聞きいたします。この駐車場これも町職員と同じ単労職、会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員、そして単労職でパートタイム会計年度任用職員同じ扱いでしょうか。

◎総務課長 吉田 美穂

駐車場につきましても今現在ですね基本的には同じ考えでいくのですが、今ちょっと検討中ということですので、運用のことにつきましてはこの場でお答えはできませんのでよろしくをお願いします。

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前9時56分 休憩

午前9時57分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

◎総務課長 吉田 美穂

駐車場につきましては町駐車場利用協力金というのを職員から徴収しております、そちらの運用要綱で定めております。こちらのほうですね、今現在どうしていくかというところを検討しておりますので、よろしくをお願いします。

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

ほかに質疑ありますか。

◎吉原 経夫委員

やはりですね正規町職員と同じ勤務条件にしないと法の趣旨に反するので、駐車場についても今検討中ということですが、法の趣旨に基づいて同等の扱いをしないと、当然勤務日数が違うから勤務しない日はね、部分もありますが、それは同等の扱いをしないといけないと思うんですがどうでしょうか。

◎総務課長 吉田 美穂

委員のおっしゃることを踏まえて検討していきたいと考えております。

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

ほかに質疑ありますか。

◎吉原 経夫委員

先ほど私勤勉手当お聞きしたんですが、勤勉手当は会計年度任用職員、パートタイム会計年度任用職員が今出るんですか。変わったんですか。ちょっとそこら辺確認を。

◎総務課長 吉田 美穂

勤勉手当、会計年度任用職員につきましても手当支給しております。

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

ほかに質疑ありますか。

◎吉原 経夫委員

通勤手当、町職員の場合通勤手当といいますが、パートタイム会計年度任用職員の場合は費用弁償で交通費ですか、名前が名称が違うんですが同じ扱いでいいんでしょうか。額としては。

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前9時59分 休憩

午前10時00分 再開  
~~~~~ ○ ~~~~~

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎総務課長 吉田 美穂

委員がおっしゃる通勤手当につきましては、常勤職員と同じ通勤手当のほうをお支払いしております。

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

ほかに質疑ありますか。

[「なし」の声あり]

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第12号を採決します。

原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手 全員]

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

挙手全員です。したがって、議案第12号は可決すべきものと決定しました。

日程第4、議案第13号大治町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議場で提案説明がありましたので、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方、どうぞ。

吉原委員。

◎吉原 経夫委員

この第13号ですが第10号と同じ行政手続ですね、と同じ考え方だと思うんですが、地方税法一部改正ということでこれも従うべき基準ということではないのでしょうか。

◎総務部次長兼税務課長 加藤 謹

はい、そのとおりです。

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

ほかに質疑ありますか。

[「なし」の声あり]

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第13号を採決します。

原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手 全員]

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

挙手全員です。したがって、議案第13号は可決すべきものと決定しました。

日程第5、議案第18号大治町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議場で提案説明がありましたので、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方、どうぞ。

吉原委員。

◎吉原 経夫委員

ちょっと本会議の時にもお聞きしましたが、配偶者が加算からなくなって外されていると。配偶者がいると100円加算されるわけですが、ただそれが減っているにもかかわらず他の子供の加算とか孫の加算など何も今回はないようなんですが、ちょっとそのあれのほかの年度年度に加算があったのか、ちょっとそこら辺国の考え方を教えてください。

◎防災危機管理課長 山田 繁樹

はい、配偶者の加算は今回なくなる、廃止という形ですが、子に関するものについては第2号として383円から433円ということで改定されております。孫に関してはございません。以上です。

◎吉原 経夫委員

だから孫については改定はなかった。子については改定もう終わっているってことでし

ようか。今回は見ると「略」となっているんで増えているんですか。

◎防災危機管理課長 山田 繁樹

孫に対する増額というのは国のほうでも予定はされておられませんのでありません。子は今回入っています。

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

ほかに質疑ありますか。

[「なし」の声あり]

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第18号を採決します。

原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手 全員]

◎総務建設常任委員長 三輪 明広

挙手全員です。したがって、議案第18号は可決すべきものと決定しました。

以上で総務建設常任委員会に付託されました全議案の審査は全て終了しましたので、これで総務建設常任委員会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時04分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

総務建設常任委員長 三輪 明広